

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	16	担当課	畜産課
法令名	家畜商法	根拠条項	3 - 2(1)	許認可等の内容	講習期間の認定	
家畜商法			(昭和24.6.10 法208) 最終改正 平成11法151			
(免許)						
第3条 家畜商になろうとする者は、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。						
2 前項の免許は、次の各号の一に該当する者でなければ、与えない。						
一 都道府県又は都道府県知事が指定する者が行う家畜の取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会の課程を修了した者						
二 前号に該当する者以外の者であって、その家畜の取引の業務(農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。)に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの						
(講習会の開催及び修了証明書の交付)						
第4条の2 都道府県は、第3条第2項第1号の規定により都道府県知事が指定する者の行う講習会の開催の状況を勘案し、家畜商になろうとする者の講習会の受講の機会が適正に確保される						
が指定する者は、同号の講習会を開催した場合には、その講習会の課程を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならない。						
家畜商法施行令			(昭和28.8.31 政252) 最終改正 昭和63政230			
(講習会の開催の公示等)						
第1条の2 都道府県は、法第3条第2項第1号の講習会(以下「講習会」という。)を開催しようとするときは、講習会の開始予定日の20日前までに、開催の日時及び場所その他講習会の実施方法に関する要綱を公示しなければならない。都道府県が次案の規定による通知を受けたときも、同様とする。						
2 前項後段の場合においては、同項前段の公示事項のほか、講習会を開催する指定講習機(法第3条第2項第1号の都道府県知事が指定する者をいう。以下同じ。)の名称をも公示しなければならない。						